

問X - 2 - ② (ボランティア活動の取扱い)

公益認定法人については、ボランティア活動そのものを公益目的に要する経費とできると聞いていますが、一般社団・財団法人については公益目的支出計画における支出と認められるのですか。

答

- 1 残念ながら認められません。
- 2 整備法上、公益目的支出計画は、本来公益目的に消費すべき財産（公益目的財産額）について継続的に実際に消費することを求めているため、公益法人認定法における公益目的事業比率の計算におけるボランティアの取扱いとは異なります。